

帳簿の不提示等又は記載不備に係る加算税の加重措置
がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの帳簿の不提示等又は記載不備に係る加算税の加重措置の基礎となる税額は、この計算書の29欄の太枠内に記載しています。

年分		氏名		殿	
		A	B	C	D
			ただし、付表の八がある場合には、隠蔽仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	%加重措置対象部分の額	帳簿に記載するべき事項以外に基づく (B - C)
所得金額	総所得	1	円	円	円
	所得	2			
	所得	3			
所得金額から差し引かれる金額		4			
課税される額	総所得	5			
	所得	6			
	所得	7			
算出税額	5欄に対する税額	8			
	6欄に対する税額	9			
	7欄に対する税額	10			
	計	11			
所得税額から差し引かれる金額		12		円	
差引所得税額（11欄－12欄） （引ききれないときは0）		13			
災害減免額		14		円	
再差引所得税額（13欄－14欄） （引ききれないときは0）		15			
令和6年分特別税額控除		16		円	
再々差引所得税額（基準所得税額） （15欄－16欄）		17			
復興特別所得税額 （17欄×2.1%）		18			
所得税及び復興特別所得税の額 （17欄＋18欄）		19			
外国税額控除等		20		円	
源泉徴収税額		21			
申告納税額 （19欄－20欄－21欄）		22			
予定納税額		23		円	
確定納税額	納付すべき税額	24			
	還付金相当額	25			
損失の繰戻し	還付金相当額（所得税額）	26			
	減少する所得税額に係る還付加算金	27			
増差税額（B、DはAとの増差税額）		28		(B - D) 円	
加算税の基礎となる税額		29		(%加重措置 1万円未満の端数切捨て)	

付表の八の八